

交通指導員街頭指導要領

1. 任務と心構え

交通指導員の任務は、市民（区民）に対する交通安全の指導・助言にあたることにありますので、平素自ら正しい交通のルールを守って、市民（区民）の模範となる行動をとらねばなりません。

指導にあたっては、交通のルールを正しく確実にマスターして、真の愛情による社会奉仕の精神と誇りをもって指導にあたってください。

なお、指導員の活動は自主的な交通安全についての指導者であり、助言者でありますので、市民（区民）に対して命令や強制はできません。

2. 街頭指導に立つ位置

歩行者の指導・誘導にあたって一番大切なことは、指導者自身が車にはねられないような、安全な場所で、しかも歩行者を指導・誘導するための効果のある場所を選ぶことです。

次のような場所が適当です。

- (1) 道路の端（歩道のある場所では歩道上）
- (2) 横断歩道の右端（進行してくる車に近い方）
- (3) 車の流れをよく見通すことのできる場所
- (4) 指導員の姿が車の運転者からよく見える場所

3. 右側通行を励行させましょう

歩道・車道の区別のない道路（特別の場合を除く）では必ず右側を通行するよう指導してください。

4. 信号を確実に守らせましょう

黄色では絶対に横断させない。信号機は「全面赤」の時間があるので、対面の信号が必ず青になってから渡るように指導してください。

また、時差信号のあるところでは、うっかりとして赤で渡り始める人がありますので、注意してあげてください。

5. 車の直前直後は横断させない

進行中の車、または停車中の車の直前直後の横断をさせないよう、もし発見したら必ず注意指導してください。

6. 横断歩道を渡る習慣をつけさせましょう

横断歩道のあるところでは、少しぐらい遠まわりになんでも必ず横断歩道を渡るように指導してください。

横断歩道橋の場合も同じです。

7. 子どもの飛び出し

子どもは、先に行っている友達や親に追いつこうとして、左右の安全を確かめずに突然歩道から車道へ飛び出すことが多いので、横断しかけている子どもを見かけたら気をつけてあげてください。

8. 違法駐車排除要領

違法駐車をしないよう、させないよう、地域住民の中心となって違法駐車排除運動を推進しましょう。

街頭指導にあたっては、運転者に違法駐車をしないよう呼びかけるとともに、不在の場合はビラを前面のガラスに挟んで警告してください。

また、平素から長時間駐車してある車があるときは、その車の番号を控えて警察に連絡してください。

9. 物件放置などの排除要領

道路に置いてある物干しや、植木などの障害物については、自動車の違法駐車と同じです。地域住民の協力を呼びかけ、自粛させるように指導してください。